

第 9 4 号議案

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

子育て部分休暇について規定する必要がある。

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年中野区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「並びに第9条の4第1項及び第3項」を「、第9条の4第1項及び第3項並びに第16条の3第1項」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第16条の3 任命権者は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子(満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であるものを含む。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「並びに第11条の3第1項及び第3項」を「、第11条の3第1項及び第3項並びに第18条の3第1項」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（中野区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「よる介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項若しくは小中学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。